

## 令和8年度 小野地区地域資源発掘・活性化実証業務委託

### 特記仕様書

#### 1 業務名

令和8年度 小野地区地域資源発掘・活性化実証業務委託

#### 2 業務目的

本業務は、本市の小野地区（薦野、米多比、薬王寺、小山田、谷山）を対象に、豊かな自然環境や歴史的風土を活かし、多様な主体の連携による「持続可能な地域活性化モデル」の構築を目的とする。地区内に点在する温泉や史跡、伝統文化等の多様な地域資源を有効に活用し、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、その成果を住民の生活満足度の向上（ウェルビーイング）やシビックプライドの醸成へと還元し、住民が誇りを持って住み続けられる地域社会を実現する。

#### 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

#### 4 対象

##### (1) 地域住民・団体

小野地区5行政区に居住、または活動する個人・団体

##### (2) 事業者

地区内事業者（飲食店、農林業者、観光事業者等）、および連携を想定する市内外の企業・団体

##### (3) 地域外来訪者

市内外の観光客や本地区に関心を持つ若年層など関係人口候補者

#### 5 事業概要

本事業は、詳細な地域資源調査に基づき、以下の基本方針を参考に「活性化戦略」を策定し、その実現性と有効性を検証するための実証事業を一体的に実施するものである。受注者には、単なる調査・イベント開催にとどまらず、地域の住民や事業者を巻き込み、事業終了後も自走する仕組みの構築につながる独自の企画・提案を求める。

##### 【参考：基本方針】

##### (1) シビックプライド醸成（地域内住民向け）

天然温泉や史跡、歴史的背景等の再評価を通じ、住民が地域の価値を再発見し、保全・継承・参加を促す。

##### (2) 関係人口創出（地域外来訪者向け）

都市部からのアクセス性を活かし、歴史文化や豊かな自然体験を通じ、継続的に関わる人材を増やす。

(3) 持続可能な働く場・稼ぐ力の向上（事業者連携向け）

地域資源を活用した新たなビジネスや事業者間の連携を推進する。

## 6 業務内容

受注者は、本業務に従事する専任のコーディネーターを配置した上で次の業務を行うこと。

(1) 現状把握のための調査・分析

- ・既存の天然温泉、史跡、文化財、伝統行事等だけでなく、応募者が発掘する潜在的資源を多角的に発掘・調査し、地域資源の活用可能性を抽出すること。
- ・地域住民、事業者など多様なステークホルダーと対話し、表面的な課題の裏にある「本質的な課題」を特定し、整理すること。

(2) 活性化戦略の策定

- ・調査結果に基づき、専門性や知見を活かした独自の戦略を策定すること。
- ・地域住民や事業者が主役となる参加の在り方等について、現実的なロードマップを策定すること。

(3) 活性化に向けた実証事業（実証イベント）の企画・実施

- ・策定した戦略を検証するため、計3回以上の実証事業を実施すること。
- ・数値目標（延べ500人等）は最低ラインとするが、これを超えて「小野地区のファンをどう獲得・継続させるか」という質的向上をめざす具体的なプロセスを提案すること。
- ・二次交通や周遊性、地区内での消費促進など、持続可能性を高めるための工夫を盛り込むこと。

(4) 効果検証

- ・定量的な成果（集客数等）に加え、住民の意識変容や関係者の連携強化など、定性的な成果についても積極的に分析すること。

(5) 地域の住民や事業者等への成果還元（報告会の実施）

報告会やワークショップ等を実施し、成果を共有することで、地域主体の継続的な活動へのモチベーション向上を図ること。形式・頻度は提案可（最低1回）。

## 7 履行場所

古賀市小野地区全域

## 8 事業達成目標

本事業の目標値は以下の通りとするが、下記は目安であり、効果最大化の観点から合理的な代替案を提案できる。

- (1) 地域資源の調査・発掘数：5行政区網羅
- (2) 活性化戦略の策定
- (3) 実証事業の実施：3回以上
- (4) 事業に関与する延べ人数：500人以上

## 9 成果品

(1) 業務実績報告書（調査分析結果、活性化戦略、実証事業報告を含む）

簡易製本1部、データ

(2) 実証事業の記録写真・動画データ等

(3) プロモーション用素材データ（市が二次利用可能なもの）

※履行期間中であっても一部業務について部分的な業務報告書を求める場合がある。

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

※提出については、別途指示する日までとする（業務実績報告書は令和9年3月末を想定）。

## 10 納入場所

古賀市役所 総務部 経営戦略課

## 11 前払い金

受注者は、地方自治法施行令等の規定に基づき、委託料の2分の1以内の範囲で前払を請求することができる。

## 12 その他注意事項

(1) 本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受注者が協議し、受注者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

(2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。

(3) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。

(5) 受注者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(6) 特定の民間施設に偏ることなく、公共性に配慮した事業運営を行うこと。

(7) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。